

南丹市下水道事業 地方公営企業法適用に係る基本方針の変更

《H30.10》

地方公営企業法適用の背景と目的

■地方公営企業法適用の背景

南丹市の下水道は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の2つの事業によって整備を進めてきました。

平成29年度末時点で下水道普及率は99.2%、水洗化率は89.9%となっており、公共下水道の一部を残し、概ね整備は完了しています。

このように南丹市の下水道事業は、建設の時代から改築更新を含めた本格的な維持管理・経営の時代へ移行している状況です。

今後は、維持管理が中心となることから、将来にわたり安定的な下水道事業の運営には経営状況と財政状況の明確化が不可欠です。

全国的にも同様の事例から、国においては平成32年4月に地方公営企業法の適用化に向けたロードマップを公表し、法適用の推進を図っています。

このようなことから、南丹市において、下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入します。

■地方公営企業法適用の目的

下水道は、市民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本です。

その一方で人口減少や環境問題の社会化など、下水道を取り巻く情勢は変化しています。

これらに対応し、市民の皆様に安定した下水道サービスを提供するためにも、「経営基盤の強化」と「持続可能な事業運営の確立」が必要になっています。

このようなことから、地方公営企業法の適用により経営の視点を重視する企業会計方式を導入することにより、市民の視点に立った健全かつ安定的な事業経営を構築しようとするものです。

法適用のメリット

法適用に伴い導入される企業会計方式では、複式簿記が採用されること等によって、以下のような効果が期待されます。

1 経営状況の明確化と説明責任の向上

- (1) 損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することにより、官庁会計では見えづらかった「1年間の経営成績は黒字か赤字か」などの経営状況や「資産をどの程度もっていて、そのために借金はいくらあるのか」などの「財政状況」の情報が明らかになります。
- (2) 法適化する下水道事業は、複式簿記ルールにより情報が整理されているため、他都市との経営比較や財務指標による財務分析が容易にできるようになります。
- (3) 上記のような情報を公開することにより、これまで以上に市民の皆様への説明責任を果たすことができます。

2 使用料の明確化

- (1) 企業会計方式では、期間損益計算により費用を把握します。このことにより、使用料収益に対する費用を明確化することができますので、より適正な使用料の対象原価を算定できます。
- (2) 事業年度ごとに発生する費用とその対価になる使用料収益バランスが適正であるかを、市民の皆様に関わりやすく説明することができます。

3 職員意識の向上

経営状況や財政状況の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に職員のコスト意識が高まり、下水道経営に対する職員意識が向上します。

4 消費税の節税効果

会計の仕組みが変わることにより、消費税の節税効果が見込まれます。

法適化の基本方針（変更）

今後の南丹市の組織機構、人事、財政等を見据え、この程基本方針を転換し、目的達成のために取り組みます。

1 法適化の範囲の変更

法適化の範囲は、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」の2種類があります。

南丹市では、平成27年度に「一部適用」を採用することとしていましたが、総合的な判断のもと、「全部適用」に転換します。

一部適用の理由	全部適用の転換理由
<ul style="list-style-type: none">●<u>経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことから、財務規定を適用する一部適用で十分目的をはたせる。</u>●全部適用に比べて法適化する作業量と法適化後の事務負担が減らせる。	<ul style="list-style-type: none">●法適用の移行目的に加えて、<u>組織機構の改革や上水道課との会計調整、公営企業としての人事面のメリットの活用等総合的に勘案して、将来を見据えた中で、全部適用を選択。</u>

2 法適化の対象事業

南丹市の下水道は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業により整備を進めてきており、公共下水道と農業集落排水の両事業に地方公営企業法を適用します。

- 両事業とも下水道サービスを提供していることにかわりなく、同一の会計方式による運営、情報開示による説明責任を果たします。
- 両事業で異なる会計方式を採用した場合は事務の煩雑化が懸念され、結果として人件費やシステム費用の増加を招く可能性があるため、同一の会計方式とした方が効率的です。

3 法適化の時期の変更

法適化のためには、下水道の膨大な資産を把握することが必要です。その調査には3ヶ年程度の時間を要します。

また、法適化に伴う条例等の改正、会計システムの新規導入や職員研修の実施等の事務的調整を考慮し、法適化の時期を平成31年4月1日としていましたが、今般全部適用に方針転換したことで、平成32年4月に法適化することとします。